

平成29年度 鹿児島県地方創生推進有識者懇話会

日時：平成29年9月11日（月）10：00～

場所：ベストウェスタン レンブラントホテル鹿児島リゾート
2階「大隅の間」

次 第

1 開 会

2 岩切副知事あいさつ

3 委員紹介

4 効果検証及び意見交換

(1) 地方創生加速化交付金（平成28年度事業）について
[資料1]

(2) 地方創生推進交付金（平成28年度事業）について
[資料2]

(3) 鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略における
「目指すべき結果（評価指標）」の平成28年度実績に
ついて [資料3]

5 そ の 他

6 閉 会

鹿児島県地方創生推進有識者懇話会 委員名簿

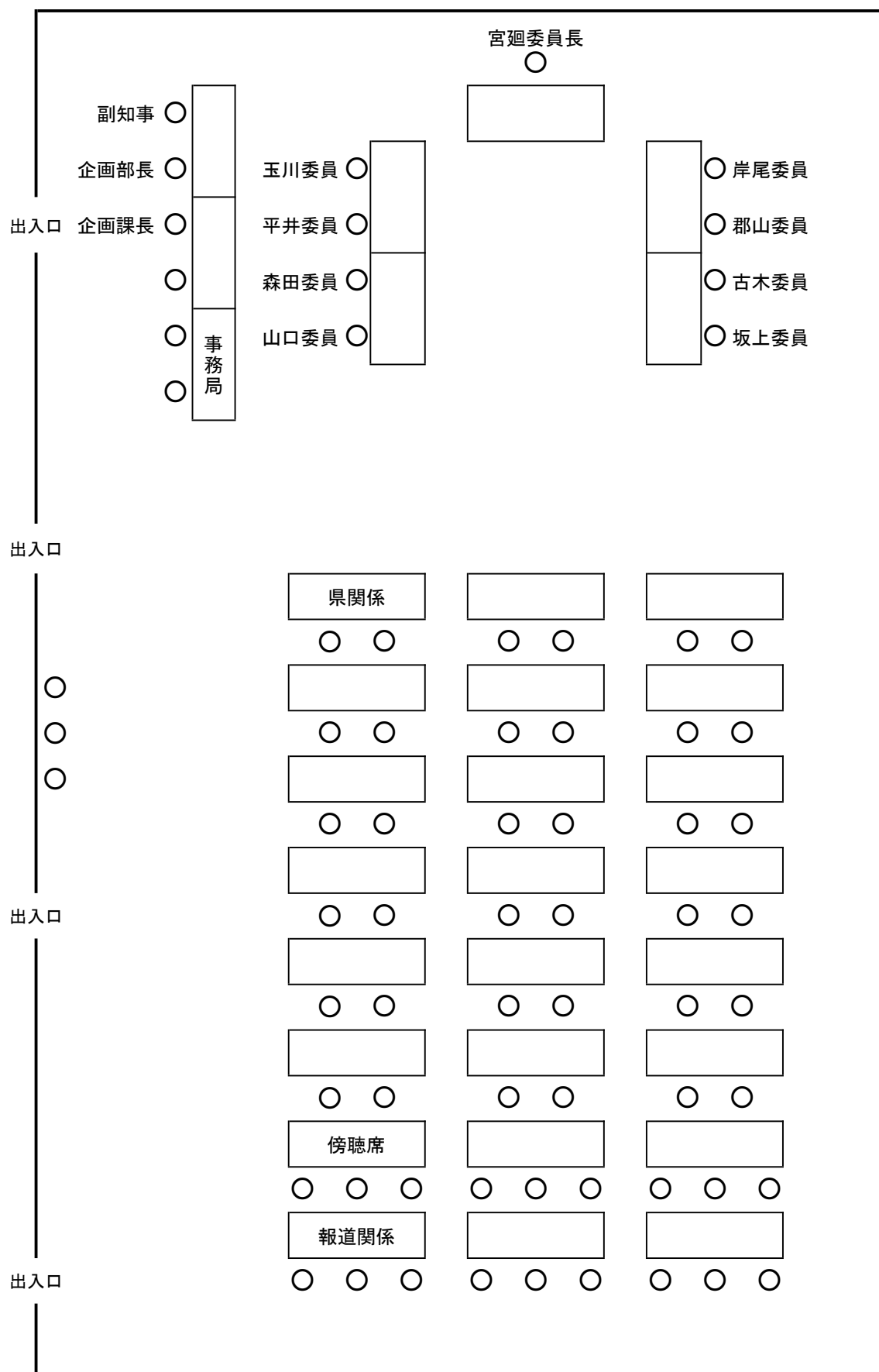
氏 名	職
岸尾 隆	鹿児島県市長会事務局長
郡山 明久	株式会社鹿児島銀行代表取締役専務
古木 圭介	鹿児島県観光プロデューサー
坂上 省悟	鹿児島県町村会事務局長
玉川 恵	城山観光株式会社常務取締役執行役員
平井 美保子	女性農業経営士（奄美市）
◎ 宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
森田 周一	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会会長
山口 靖子	なべしまホールディングス株式会社取締役

◎…委員長

9名（五十音順）

平成29年度鹿児島県地方創生推進有識者懇話会 配席図

日時:平成29年9月11日(月) 午前10時～
 場所:ベストウエスタン レンブラントホテル鹿児島リゾート
 2階「大隅の間」



鹿児島県地方創生推進有識者懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県の地方創生に向けた取組を推進するに当たり、「鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、実施した施策・事業の効果検証などについて助言を得るため、鹿児島県地方創生推進有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は委員10人程度で組織する。

2 委員は、地域の産業や経済等について知見を有する専門家等をはじめ、各分野で活躍されている人のうちから知事が指名し委嘱する委員で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から概ね5年程度とする。

(委員長)

第4条 懇話会に委員長を置き、知事の指名によりこれを定める。

2 委員長は懇話会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(懇話会)

第5条 懇話会は知事が招集する。

(委員以外の出席)

第6条 懇話会には、必要に応じて、知事又はその他の県職員が出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認める場合は、懇話会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(懇話会の公開)

第7条 懇話会は公開を原則とするが、懇話会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

[総合戦略の対象期間：平成27～31年度]

人口動向

- ◆ 現状の見直し
 - 2010年 1,706千人
 - 2040年 1,314千人
 - 2060年 1,020千人
- ◆ 国の人口ビジョンや総合戦略に沿った場合の本県人口
 - ◇ 合計特殊出生率仮定
 - 2030年に1.8(国民希望出生率)
 - 2040年に2.07(人口置換水準)
 - ◇ 社会減仮定
 - 移動率が一定程度縮小

鹿児島が目指す将来の姿 (かごしま将来ビジョン)

安心・安全
いつでもどこでも誰もが生涯を通じて安心して暮らせる安全な社会

活力・快適
暮らしやすい生活環境と足腰の強い産業基盤が築かれた快適で活力あふれる社会

共生・有徳
すべての人がともに築き支え合う優しく温もりのある社会

基本目標

I 「しごと」をつくる

- 鹿児島に産業・雇用をつくる
- 第一次産業や観光など重点的な振興を図る

II 「ひと」をつくる

- 鹿児島への人の流れをつくる・人を育てる
- 鹿児島で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

III 「まち」をつくる

- 活力があり、安心・安全な暮らし、地域でのつながりがある、かごしまをつくる

取組の方向と具体的な施策

◆ 働く場の創出

- ① 農林産業の成長産業化
- ② 観光産業の振興
- ③ 地域における新産業の創出・革新
- ④ 地域の中小企業の競争力強化
- ⑤ 企業立地の促進
- ⑥ 各産業分野における人材の確保・育成

◆ 人材の還流・育成

- ① 移住の促進、都市との交流促進
- ② 企業の立地促進、雇用の創出
- ③ 鹿児島への人材還流・育成
- ④ 教育環境の整備

◆ 未来の希望の実現

- ① 若い世代の希望をかなえる少子化対策
- ② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- ③ 子ども・子育て支援の充実
- ④ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現

◆ 農林水産物の販路拡大

- 国内市場における競争力の強化と高付加価値化
- 海外における認知度向上と販路の拡大
- 第一次産業の基盤強化
- 農業の成長産業化(農産物の高付加価値化)
- 林業の成長産業化
- 水産業の成長産業化
- 力「本物。鹿児島県」の戦略的PR
- 国内外からの誘客促進
- 観光関連施策の推進

◆ 鹿児島への移住・旅行希望者等への的確な情報提供や相談体制の整備

- 国際社会に貢献する人材の育成や外国人留学生等の受入促進
- 地元での就労機会拡大・就労支援等の実施
- 大都市圏等からの企業誘致促進
- 地域産業を支え、地域社会で活躍する人材の育成

◆ かごしま子ども未来プラン2015等に基づき少子化対策の推進や、ライフステージに応じた切れ目のない支援

- 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する環境整備

◆ 地域の活力・安心・絆

- ① 地域づくり
- ② 安心なくらづくり
- ③ 地域間連携
- ④ ふるさとづくり
- ⑤ 鹿児島らしい景観とまちづくり

◆ 共生・協働による温もりある地域づくりの推進

- 地域防災や医療・介護・福祉提供体制の充実
- 市町村における地域活性化の取組や地域の交通手段の確保などへの支援
- 自然・歴史・文化・伝統等の地域資源を活用し、地域住民が主体となつたふるさとづくり
- 地域特性を生かした景観形成や都市構造の再構築、都市機能の向上

※3つの基本目標に沿って、地方創生に向けた具体的な施策を展開する。
 ※具体的な施策ごとに「目指すべき結果(評価指標)」を設定する。

総合戦略の推進

PDCAサイクルの実施

県民との協働

市町村との連携

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ① 国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ② 日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③ 結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④ 仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤ 地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥ 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦ 国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部長：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等
※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

実施状況の
総合的な検証

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）全体像

地方創生をめぐる現状認識

- ◎ 人口減少の現状 ⇒ 2015年の総人口は、前回国勢調査(2010年)に比べ、96.3万人減少。
平成27年の合計特殊出生率は1.45となり、上昇。年間出生数は100万5,677人、若干の増加。
- ◎ 東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約12万人の転入増加（前年比約1万人増）、東京一極集中傾向が加速化。
- ◎ 地域経済の現状 ⇒ 雇用・所得環境の改善が続く一方、消費や生産の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には「稼ぐ力」の差。

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 アベノミクスを浸透させるために、地方の「平均所得の向上」を実現する

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

来年度は「総合戦略」の中間年。基本目標やK P Iについても必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討

ローカル・アベノミクスの一層の推進

◎ 地域におけるしごと創出

地域資源を活用した企業化、地域商社による地域産品の販路拡大、日本版DMO、サービス業の生産性向上、事業承継の円滑化、「稼げるまちづくり」の推進、地域未来牽引事業への投資促進等

◎ 地域における資産・人材の活用等

空き店舗、遊休農地、古民家等 遊休資産の活用、「土業」との連携、地方創生カレッジによる人材育成等

地域特性に応じた政策の充実・強化

◎ 東京圏への人口の転出が続いている地域

(施策例) 地方の良質な「しごと」の創出、企業の地方拠点強化、地方創生インターンシップ、働き方改革、「生涯活躍のまち」の実現 等

◎ 今後急速な社会減・自然減が予想される地域

(施策例) 都市のコンパクト化、地域包括ケアシステムの推進、公共施設の集約化・複合化、小さな拠点の形成 等

地域生活の魅力の見直し

◎ 働き方改革を含めたライフスタイルの見つめ直し

地方の魅力、郷土への誇りや愛着を再発見し、分析・発信、歴史の発掘や教育等を通じた「郷土への誇り・愛着」の醸成、地域の文化の振興

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

2. 創生に向けた政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく

3. 国と地方の取組体制とPDCA整備

EBPM[※]の考え方下、データに基づく総合戦略、産官学金労言士、政策間、地域間連携の推進

※Evidence-Based Policy Makingの略

今後の政策の方向

政策の基本目標

【基本目標①】

地方における安定した雇用を創出する

【基本目標②】

地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標③】

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標④】

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方移住の推進
- (エ) 地方大学の振興等
- (オ) 地方創生インターンシップの推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進
（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

地方創生版・三本の矢

地方が「自助の精神」をもって取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援

情報支援の矢

◎ 地域経済分析システム（RESAS[※]）の普及促進

※Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

人材支援の矢

- ◎ 地方創生カレッジ
- ◎ 地方創生コンシェルジュ
- ◎ 地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ◎ 地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ◎ 地方財政措置
- ◎ 税制（企業版ふるさと納税等）

国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革との連携

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆人口減少の歯止め

・国民希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率) = 1.8

◆「東京一極集中」の
是正

基本目標 (成果指標、2020年)

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:71.6%(2015年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増
- 現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てのできる社会を達成し
ていると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆結婚希望実績指標 80%
:68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村:4市町村(2016年)
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8%
(地方中核都市圏) 81.7%
(地方都市圏) 41.6%
- ◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件
:13件(2016年9月末時点)

主要施策とKPI

- 農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出入額1兆円:7,451億円(2015年)
- 観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆4771億円(2015年)
- 地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援
ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高を5年間で3倍(60億円)
・雇用数8万人創出
:0.1万人(2015年度)

- 地方移住の推進
・年間移住あつせん件数 11,000件
:約7,600件(2015年度)

- 企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再建計画(42811)に記載された目標値

- 地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.2%(2016年度)

- 若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%
:86.4%(2015年度)

- 働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

- 「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」の形成数 1000か所
:722か所(2016年度)
- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 :1,680団体(2015年度)

- 「連携中核都市圏」の形成
・連携中核都市圏の形成数 30圏域 :17圏域(2016年10月)

- 既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円 :11兆円(2013年)

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(~2019年度)

主な施策

- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技術的国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランド化)、地域の高度化(ローカルサービズの生産性向上)
・事業継続性向上のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的取組
・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMO戦略法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
・観光消費拡大等のための受入環境整備
・観光消費拡大等のための受入環境整備
- ③農林水産業の成長産業化
・農林水産業・地域の活力創造プランを改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備)
・在外公館、ジャンボハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを推進
- ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

- ①政府関係機関の地方移転
・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
- ④地方大学の振興等
・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新増設の抑制・地方移転の促進等の検討
- ⑤地方創生インテーンシップの推進

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
- ③出産・子育て支援
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(包括的支援「アクトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

- ①まちづくり・地域連携
・空き店舗活用策についてインセンティブ・ディスインセンティブ両面から検討
・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し
- ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地域組織の法人化に適切な法人制度のあり方の検討
- ③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ⑤ふるさとづくりの推進
- ⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- ⑦温室効果ガスの排出削減を推進する地域づくり

地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



◎ 主な基本目標・KPI (2020年目標)

「しごと」をつくる
 ・ 若者雇用創出数 (地方)
5年間で30万人
9.8万人創出
 ・ 農林水産業6次産業化市場規模 **10兆円**
 4.7兆円 (2013年)
→5.1兆円 (2014年)

「ひと」の流れを変える
 ・ 地方・東京圏の転出入均衡
東京圏年間転入超過
 10万人 (2013年)
→12万人 (2016年)

結婚・子育ての希望実現
 ・ 合計特殊出生率
 1.43 (2013年)
→1.44 (2016年)
 ・ 第1子出産前後の女性継続就業率 **55%**
 38.0% (2010年)
→53.1% (2015年)

「まち」をつくる
 ・ 「小さな拠点」の地域運営組織形成数 **3,000団体**
 1,656団体 (2014年)
→3,071団体 (2016年)
 ・ 立地適正化計画を作成する市町村数
150都市
→100都市 (2016年度末)

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 —主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- 地域資源を活用した「しごと」づくり
- 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- 地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
- 近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- 地方創生に資する大学改革
- 地方創生インタナーシッピングの推進
- 生涯活躍のまち（日本版CCRC）
- 地方への企業の本社移転の促進
- 政府関係機関の地方移転
- 中央省庁のサテライトオフィスの検討
- 地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応

- 高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」

「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- 地域経済分析システム
(RESAS)

人材支援の矢

- 公務員等の市町村派遣
- 地方創生カレッジ

財政支援の矢

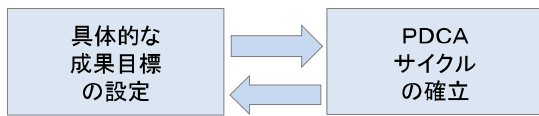
- 地方創生関係交付金
- 企業版ふるさと納税

地方創生加速化交付金

27年度補正予算計上額 1,000億円 (新規)

事業概要・目的

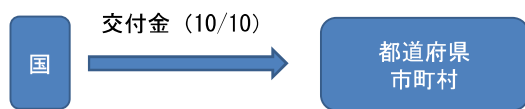
- 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方創生加速化交付金を創設するもの。
- 地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、上乗せ交付金等での特徴的な事例も参考にしつつ、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。
- KPIとPDCAサイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的な取組を支援。



事業イメージ・具体例

- 【想定される支援対象】
地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い事業を対象。
- しごと創生・・・ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上や新事業促進、農林水産品の輸出拡大、観光振興(DMO)、対日投資促進等
 - 人の流れ・・・生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成等
 - 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現等
 - まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市等

資金の流れ



期待される効果

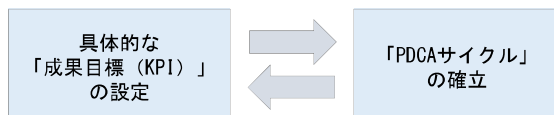
- 各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与。

地方創生推進交付金

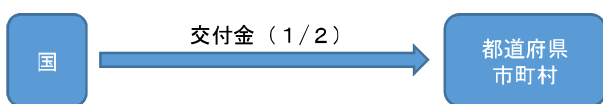
29年度概算決定額 1,000億円 (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

- 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援
 - ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
 - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ②先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

- ① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度: 0.5億円)
- ※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。
- ② ハード事業割合
 - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
 - ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。